

# 西区役所スクールソーシャルワーカー非常勤嘱託職員要綱

制 定 平成 31 年 4 月 1 日

## 1 目的

この要綱は「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき任用される西区役所スクールソーシャルワーカー非常勤嘱託職員（以下「スクールソーシャルワーカー」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 資格要件

社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者、またはそれに準ずる者で、学校教育及び社会福祉に関して専門的な知識や技術を有し、過去に教育や福祉の分野で活動経験の実績等がある者

## 3 任用

スクールソーシャルワーカーの選考は、論文及び面接試験により行う。

## 4 任用期間

スクールソーシャルワーカーの任用期間は1年以内とし、任用期間の終了日は毎年3月31日とする。

## 5 業務内容

スクールソーシャルワーカーは、巡回校の校長及び教職員、またスクールカウンセラー等及び区役所、保健福祉センター子育て支援室等と連携し概ね次の職務に従事する。

- (1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築ならびに支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
- (6) 区役所、保健福祉センター、教育委員会、関係機関が開催する会議への出席

## 6 勤務時間等について

(1) スクールソーシャルワーカーの勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

「勤務日数」

1日6時間勤務 週3日

「勤務時間」

午前9時～午後5時30分の間で6時間勤務とする。

「休憩時間」

45分

「年次休暇」

付与日数7日

「夏季休暇」

付与日数3日

「休日」

(a) 日曜日及び土曜日

(b) 月曜日から金曜日のうち3労働日を除く2日

(c) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(d) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2) 主管課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、勤務日を別に定めることができる。

## 7 報酬

スクールソーシャルワーカーの報酬等は次のとおりとする。

(1) 時間報酬額 3,500円/時間とする。

(2) 交通費については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の適用を受ける職員の通勤手当の例による。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。